

議案第96号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年9月8日

三朝町長 吉田 秀光

平成18年9月20日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和45年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(1) <u>3歳に達する日の属する月の翌月以降であって70歳に達する日の属する月以前である場合</u> 10分の3</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定す</p>	<p>第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p> <p>(1) <u>次号から第4号までに掲げる場合以外の場合</u> 10分の3</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定す</p>

